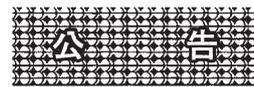


- (3) 供用を開始する期日 平成24年 7月23日
- 8(1) 路線名 豊野南志賀公園線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の60地先から
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3682番の9地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成24年 7月23日
- 9(1) 路線名 大前須坂線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字牧字源内2657番の15地先から
上高井郡高山村大字牧字源内2657番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成24年 7月23日
- 10(1) 路線名 大前須坂線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字牧字上平1489番の1地先から
上高井郡高山村大字牧字上平1505番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成24年 7月23日
- 11(1) 路線名 村山小布施停車場線
- (2) 供用を開始する区間
須坂市大字村山字芦澤252番の4地先から
須坂市大字村山字芦澤252番の4地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成24年 7月23日
- 12(1) 路線名 山田温泉線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村字日影山2875番の12地先から
上高井郡高山村字日影山2875番の12地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成24年 7月23日
- 13(1) 路線名 相之島高山線
- (2) 供用を開始する区間
須坂市大字日滝字丹波塚4310番の1地先から
須坂市大字日滝字地蔵原4029番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成24年 7月23日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年 7月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年 7月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野県NPOセンター
- 3 代表者の氏名
山田 千代子
- 4 主たる事務所の所在地
長野市鶴賀緑町1104番地10
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域における民間非営利組織活動の発展を目指し、市民セクター自らの手による民間支援組織として、新たな市民社会の実現に向け、民間非営利組織が、地域や分野を越え幅広く活動するための基盤づくりを進めると共に、企業や行政とのパートナーシップの形成を促進することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年 7月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年 7月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人宅老所 赤とんぼ
- 3 代表者の氏名
森 政雄
- 4 主たる事務所の所在地
須坂市大字小河原字雁田道南沖1896番8
- 5 定款に記載された目的

この法人は、痴呆性高齢者の社会的孤立感の解消及び、心身の機能維持、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る事業を行うことにより、物を中心とした社会から人間を中心とした社会システムの転換と、住民主体によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年7月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人橋梁メンテナンス技術研究所
- 3 代表者の氏名
三井 康司
- 4 主たる事務所の所在地
長野市中御所4丁目6番19号
- 5 定款に記載された目的

この法人は各自治体のインハウスエンジニアの育成と、地域の特性を考慮した「簡易橋梁点検マニュアル」の普及を積極的に取組、道路法に基づく橋梁を始めその他道路の橋梁を低コストにより効率的な管理を行い、ライフサイクルコストの縮減と地域住民が安全で安心して橋梁を利用し保全する事を目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年7月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野県高齢者福祉協会
- 3 代表者の氏名
佐藤 繁信
- 4 主たる事務所の所在地
長野市南長野南県町1001番地3 陽光丸ビル4階
- 5 定款に記載された目的

この法人は、長野県内の高齢者及び介護者の生活を支援するため、介護予防、介護事業、介護に関する情報提供、研修、助言指導に関する事業を行い、地域福祉の向上と発展に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年7月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人福寿草
- 3 代表者の氏名
牛山 晴一
- 4 主たる事務所の所在地
茅野市米沢4133番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、介護の必要な高齢者及び障害者とその家族に対し介護支援事業を行い、保健・医療・福祉の増進を図る活動を行うと共に、高齢者・障害者・子ども達の暮らしやすい地域、まちづくりに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年7月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人武石子育て支援を考える会
- 3 代表者の氏名
北沢 良子
- 4 主たる事務所の所在地
上田市下武石413番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、武石地域において、子育て・子育て支援活動を通して子育て支援ネットワークの構築を図り、未来を担う子どもたちが心身ともに健康に育つための「地域まるごと子育て支援」に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）第7条の規定により 佐久市長 柳田清二 から方法書の送付を受けたので、同条例第8条の規定により次のとおり公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供する。

平成24年 7月23日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 事業者の氏名及び住所（事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
佐久市長 柳田清二
長野県佐久市中込3056番地
2 対象事業の名称、種類及び規模
(1) 名称
新クリーンセンター建設事業
(2) 種類
廃棄物処理施設の建設（ごみ焼却施設）
(3) 規模
ごみ焼却施設 処理能力110 t /日
3 対象事業実施区域
佐久市上平尾字上舟ヶ沢及び棚畑地籍
4 長野県環境影響評価条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
佐久市、御代田町、小諸市、軽井沢町
5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

Table with 3 columns: 場所, 期間, 時間. Content: 長野県環境部環境政策課、長野県佐久地方事務所環境課、佐久市役所市民ホール、佐久市役所浅間出張所、小諸市役所生活環境課、北佐久郡軽井沢町役場生活環境課、北佐久郡御代田町役場町民課、森泉山財産組合事務所及び北佐久郡立科町役場町民課. 平成24年7月23日(月)から平成24年8月22日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。 午前8時30分から午後5時15分まで

- 6 意見書の提出
方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次の(1)から(3)までの記載に従って、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。
(1) 意見書の提出期限
平成24年9月5日（水）まで
(2) 意見書の提出先
〒385-8501 長野県佐久市中込3056番地 佐久市役所4階 佐久市環境整備推進局新クリーンセンター整備推進室
(3) 意見書の記載事項
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
イ 意見書の提出の対象である方法書の名称（「新クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価方法書」と記載するものとする。）

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。）

環境政策課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成24年 7月23日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
佐久都市計画道路事業 3・4・5号堰端線
2 施行者の名称
長野県
3 事務所の所在地
佐久建設事務所（佐久市臼田2015）
4 事業地の所在
(1) 収用の部分
長野県佐久市猿久保字前原及び字下原並びに根々井字オノ神及び字大原地内
(2) 使用の部分
なし

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成24年 7月23日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
上田都市計画道路事業 3・6・3号中常田新町線
2 施行者の名称
長野県
3 事務所の所在地
上田建設事務所（上田市材木町1-2-6）
4 事業地の所在
(1) 収用の部分
長野県上田市常田二丁目地内
(2) 使用の部分
なし

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成24年7月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
岡谷都市計画道路事業 3・4・3号田中線
- 2 施行者の名称
長野県
- 3 事務所の所在地
諏訪建設事務所（諏訪市上川1丁目1644の10）
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
長野県岡谷市田中町三丁目並びに若宮一丁目及び二丁目並びに南宮一丁目及び二丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成24年7月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
茅野都市計画道路事業 3・5・15号上川橋線
- 2 施行者の名称
長野県
- 3 事務所の所在地
諏訪建設事務所（諏訪市上川1丁目1644の10）
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
長野県茅野市宮川字西町及び字東町及び字六百川及び字通南並びにちの字八日市場地内
 - (2) 使用の部分
なし

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年7月23日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山本 浩司

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
水道料金徴収業務等委託
 - (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

- (3) 履行期間
平成24年10月1日から平成27年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
 - (4) 履行場所
長野県企業局上田水道管理事務所及び川中島水道管理事務所管内
 - (5) 最低制限価格
設定あり
 - (6) 入札方法
価格の総額を1年間当たりの額に換算した額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (5) 水道料金の検針業務、料金徴収業務及び滞納整理業務の履行実績を有する者であること。
 - (6) プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム又はこれらと同等のセキュリティ規格の認証を取得している者であること。
 - 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企業局水道事業係
電話 026 (235) 7381
 - 4 入札手続等
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成24年8月10日（金）午後2時30分
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁本庁舎7階 企業局分室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年8月3日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県公営企業管理者は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

企 業 局